

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 三浦 正臣

## 1 日 時

令和7年3月19日（水） 午後1時00分から  
午後3時54分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

三浦正臣、清田哲也、中野哲朗、御手洗朋宏、成迫健児、戸高賢史、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

後藤慎太郎

## 5 出席した委員外議員の氏名

澤田友広

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 島田忠、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第3号議案、第4号議案、第11号議案、第22号議案、第23号議案、第26号議案、第27号議案及び第29号議案については、可決すべきものと全会一致をもって、第1号議案のうち本委員会関係部分、第24号議案、第25号議案及び第28号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 請願9については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (4) 大分県社会的養育推進計画2025改定版の策定について、第2期大分県地震・津波防災アクションプランの策定について、第五期大分県病院事業中期事業計画の中間見直しについてなど、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘  
政策調査課政策法務班 主事 岩尾晴花

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和7年3月19日（水）13：00～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係 13：00～13：40

### (1) 合議議案件の審査

第 19号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(付託委員会：総務企画委員会)

### (2) 付託案件の審査

第 11号議案 令和7年度大分県病院事業会計予算  
第 28号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について  
第 29号議案 権利の放棄について

### (3) 諸般の報告

①第五期大分県病院事業中期事業計画の中間見直しについて

### (4) その他

## 3 生活環境部関係 13：40～14：30

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

### (2) 諸般の報告

①第2期大分県地震・津波防災アクションプランの策定について  
②大分県人権尊重施策基本方針（第4次）の策定について  
③第5次大分県DV対策基本計画の策定について  
④先島諸島からの避難者受入れの初期的計画について

### (3) その他

## 4 福祉保健部関係 14：30～15：40

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和7年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）  
第 3号議案 令和7年度大分県国民健康保険事業特別会計予算  
第 4号議案 令和7年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算  
第 23号議案 栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について  
第 24号議案 大分県国民健康保険条例の一部改正について  
第 25号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第 27号議案 権利の放棄について（母子父子寡婦福祉資金）  
第 22号議案 大分県地域福祉基本計画の策定について  
第 26号議案 大分県次世代育成支援行動計画の策定について  
請 願 9 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定、補助金等の財政  
支援措置についての請願

(2) 諸般の報告

①計画の策定・改定について

- ・大分県社会的養育推進計画2025改定版の策定について
- ・次期大分県新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について

(3) その他

5 協議事項

15 : 40 ~ 15 : 50

(1) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**三浦委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、都合により後藤委員が欠席していません。

また委員外議員として、澤田議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆様申し上げます。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言をお願いします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案12件、総務企画委員会から合い議があった議案1件及び請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**井上病院局長** 一言御挨拶をさせていただきます。三浦委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は合い議案件の審査として、職員の給与に関する条例等の一部改正について、付託案件の審査として、令和7年度大分県病院事業会計予算、大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、権利の放棄について、諸般の報告として、第五期大分県病院事業中期事業計画の中間見直しについてそれぞれ御説明します。

何卒御審査のほどよろしく申し上げます。

**伊達総務経営課長** 第19号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、病院局に関連する部分に関して御説明します。議案書は202ページからになります。本日はお手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

タブレットの資料の2ページをお開きくださ

い。

まず1改正理由ですが、病院局職員の給与については、地方公営企業法第38条第3項において、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を考慮して定めることとされており、例年、知事部局の給与改定に準じた改定を行っています。

今回、知事部局において、人事委員会の勧告・報告に基づき、人材確保等を目的とした国家公務員の給与制度のアップデートに準じた給与改定及び仕事と育児・介護の両立を実現するための休暇等の改正が行われることから、病院局においても同様の改正を行うものです。

次に2改正内容ですが、今回の改正における主な内容を御説明します。

まず、一般職員の給料・手当のうち、給料表については、給料の最低水準を引き上げる観点から、職責を重視した体系に見直します。扶養手当については、働き方の社会情勢変化を踏まえて配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、一方で、子に要する経費の実情等を踏まえて子に係る扶養手当額を引き上げます。その他、通勤手当の普通運賃相当分の上限額引上げ等を行います。

次に、一般職員の休暇・勤務時間については、小学校就学後の子の育児と仕事の両立の観点から、小学校就学後から小学校3年生までの子を養育する職員に対し、1日につき2時間の範囲内で取得できる無給の子育て部分休暇を新設します。また、育児・介護休業法の改正にあわせて、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大します。

表の下段、任期付職員・任期付研究員の給料・手当については、現在病院局に当該職員はいませんが、知事部局と同様の改正を行うものです。

3 施行日ですが、知事部局の施行にあわせて、令和7年4月1日としています。

最後に、資料の3ページをお開きください。

参考として、今回改正される条例等の一覧を示しています。表の一番後ろ、11番が病院局の所管する条例です。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** これは実際施行したときに総額でどれぐらいの金額になるんですか。

**伊達総務経営課長** 数字が手元にありませんので、後ほど確認してお伝えします。

**三浦委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかにないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第11号議案令和7年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

**井上病院局長** 第11号議案令和7年度大分県病院事業会計予算について御説明します。議案書は68ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

タブレットの資料の4ページから令和7年度病院局予算概要を添付していますが、6ページをお開きください。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要です。一般会計から病院事業会計への負担金は、表の事業概要欄の二重マル、病院事業会計負担金にあるように16億5,975万円で、前年度と比べ増額となっています。増額の要因としては、政策医療に要する費用の増な

どです。

またその下の二重マル、県立医療施設整備基金積立金116万円については、福祉保健部が所管している県立医療施設整備基金の運用利息を積み立てるものです。

以上で一般会計予算のうち、県立病院対策事業費の概要の説明を終わります。

それでは7ページをお開きください。次に、病院事業における令和6年度当初予算との比較の概略を御説明します。上段の収益的収支予算の表を御覧ください。

令和7年度の単年度損益は、4億8,900万円の赤字を予定しており、令和6年度との比較では、減益と見込んで編成しています。

次に、下段の資本的収支予算については、高額医療機器の更新やLED照明改修工事などに伴い、収入、支出共に令和6年度と比べて増額となります。

8ページをお開きください。令和7年度予算概要を千円単位で記載しています。

まず、収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について御説明します。

左側の表になりますが、医業収益は入院収益、外来収益などの合計であり、入院・外来延患者数や単価については、令和6年度の決算見込みを基に算定しています。

これに医業外収益、特別利益を加えて、病院事業収益は、右の表の一番下、合計欄にあるように22億5,516万9千円です。

次に、9ページをお開きください。(2)病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計欄にあるように23億4,443万4千円です。

最後に10ページをお開きください。資本的収入及び支出についてです。

(1)資本的収入は、左の表に掲載している企業債、負担金で構成されており、合計は15億7,462万8千円です。

また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費、企業債償還金及び他会計からの借入金償還

金で構成され、合計は22億3,741万5千円です。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**中野委員** 委員会資料8ページの右側の予算概要、右側の欄の負担金交付金についてです。

こちらについては、昨日の予算特別委員会の際に、井上明夫委員から質疑があったところですが、改めて質疑します。

この負担金交付金ですが、地方公営企業法に基づく一般会計負担金の12億3,462万2千円と大分大学医学部実習生受入負担金の276万円、計12億3,738万2千円で計上されていますが、この金額を前年度と比較したときに、2億6,770万8千円の増となっています。昨日、質疑の中で、繰出基準が増えたという答弁がありましたが、この要因について、今一度御説明いただきたいと思います。

それと、この負担金交付金ですが、例えば、高度又は特殊医療経費や公的性格が強く不採算な経費など、いわゆる5種目に充てられる経費と理解してよいのか、この2点を伺います。

**伊達総務経営課長** お答えします。

昨日、予算特別委員会で御質疑があったところで、赤字に伴って繰り出されたものがあると回答をしたと思うんですが、その分を具体的に申しますと、共済基礎年金の拠出金が黒字のときは繰出しの対象にならないんですけども、令和5年度は赤字決算になったことで2億6,657万2千円が繰出しの対象になっています。

そのほかに、全体的に周産期の関係で、対象の新生児の病棟の数を少し見直したりとか、院内保育園の関係で、負担率をこれまで2分の1だったところを1分の1にして1,853万1千円増加したりとか、そういった繰出しの見直しをしています。いずれも繰出基準に沿った繰出しになっているので、御理解をお願いしたいと思います。

**中野委員** さっきの繰出しの基準に関することですが、令和7年度予算案における負担金交付金の内訳、この資料の詳細について、可能

であれば金額とその積算根拠を資料として請求したいと思いますが、委員長、取り計らいをお願いします。

**三浦委員長** 執行部の皆さん、今、中野委員から資料提供があったので、精査をして資料を御準備していただきたいと思います。

**堤委員** 昨日の予算特別委員会の伊達課長の答弁の中で、例の文書料と分娩料の引上げで1,800万円が一応負担となるよと。それを令和7年度の予算に反映しないんですかと聞いたら、しないと言っていたよね。ただ、これを見ると、値上げ時期が4月1日とか10月からだよ。そうすると、来年度にかかってくるわけよ。そうすると、それが全く来年度の予算の収入の中に入ってこないのかがちょっと解せんのやけど、そこら辺はどういう意味ですか。

**伊達総務経営課長** 条例の改正なので、議会の議決を得ないと予算に反映することは難しいということです。まだ議決されていませんので、今回の予算案には計上していません。

**堤委員** ということは、仮に議決された場合には、補正で組むということやな。補正は6月の補正か何かになりそうなの。仮の話で申し訳ないんだけど。

**於久県立病院事務局長** 補正については、6月ではなくて、また2月の補正予算のときにまとめて計上したいなと考えています。ただ、実際には、施行日からきちんと価格を上げて徴収をしますし、それはしっかりやっていますけども、補正予算になると、もうそれまでいろいろまた変化もあるので、まとめて2月のときに計上したいと思っています。

**戸高委員** これも予算特別委員会であったかもしれないんですけど、外来の患者数と入院単価を示していると思うんですが、令和6年度からの増減をどう見込んでいますか。入院患者と外来患者です。あと、単価の増減です。

**伊達総務経営課長** 入院の患者数は令和6年度と比較して、3,718人です。割合でいくと、2.3%の増を見込んでいます。病床稼働率でいくと、令和7年度予算は86.72%を見込んでいますので、令和6年度と比べて4.06%

ですね。入院の単価は、令和6年度と比較してマイナス1,367円低い単価で計上しています。入院単価は8万2,545円で、令和6年が8万3,912円ですね。

外来の患者数については、令和6年度と比較して1,102人の増加を見込んでいます。割合でいくと、0.5%です。単価は、令和6年度と比較してマイナス949円、マイナス2.98%で3万913円としています。

**戸高委員** これ、前年と比較して単価は全部二つともマイナスなんですかね。

**伊達総務経営課長** 令和6年度予算は、令和6年の診療報酬改定を見込み、過去の診療報酬改定とかを見ながら見込みで計上していたんですけども、思った以上に診療報酬が伸びなくて、令和7年度予算については、令和6年の実績で置いて、結果としてマイナスになっているだけです。

**中野委員** 委員会資料9ページの病院事業費用のうちの給与費、手当・賞与引当金約38億円とありますが、この中には時間外勤務手当が含まれると思うんですね。予算に関する説明書に資料がありましたが、令和7年度の時間外勤務手当の予算額が7億9,723万円と。これは、令和6年度と比較したときに、2億3千万円近く増えていました。3月4日に先議案件として議決をした補正予算の第1号では、現年分の時間外勤務手当として7,752万円を是正勧告に基づいて追加支給することになりましたが、この予算ベースの2億3千万円の増に是正勧告の影響が出ているのかどうかを伺います。

**伊達総務経営課長** 増額は、是正勧告の影響を反映した内容としています。時間は、働き方改革とかをしているので、少し減るだろうと、減らしていかないといけないことも加味して、この時間外勤務手当の金額を計上しています。

**三浦委員長** ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに質疑等もないので、これよ

り採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます

**渋谷医事・相談課長** 第28号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について御説明します。

議案書は277ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。タブレットの資料の11ページをお開きください。

1改正理由ですが、物価及び人件費の変動に対応するとともに、収入の確保により病院事業の適切な運営を図るため、大分県立病院の利用に係る料金の額を引き上げるものです。

2改正内容ですが、分娩料や生命保険等に係る医師への面談料、生命保険診断書などの文書料については、物価高騰や賃金上昇の影響により原価を賄っていない状況にあること及び県内病院や九州各県の県立病院と比較して著しく安価であることから、適正な水準まで料金を引き上げるものです。

3引上額ですが、分娩料については診療時間内、診療時間以外、深夜ともに2万5千円、生命保険等に係る医師面談料については、5,500円、文書料については、一律に1,100円の引上げを行うこととしています。

施行日については、分娩料は患者への周知のため令和7年10月1日とし、その他については令和7年4月1日としています。文書料については、経過措置として施行日の4月1日より前に発行の申し込みをされた方が、4月1日以降に受け取りに来られた場合については、改正前の料金を適用することとしています。

なお、削除の区分が二つありますが、表の下から5番目の海外移住関係診断書については、海外渡航に係る健康診断を実施していないこと、

また表の一番下の証明料については、表の下から4番目の一般証明書の区分に統合するため削除としています。

4増収見込額ですが、年間1,825万8千円を見込んでいます。

最後に、5利用者への周知についてですが、ホームページや病院内のデジタルサイネージ、ポスターの掲示等を行うとともに、丁寧な窓口対応に努めます。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議があるので、挙手により採決します。（「ちょっと一言」と言う者あり）

**堤委員** 大変な状況はよく分かるんですね。昨日の予算特別委員会でも指摘したように、本来でいうと子どもの数を増やそうという中で、分娩料の引上げはきついなと。今非常に厳しい状況ですからね。そういう点では、県の補助金を上げるとか、これだけではないけど全体的に診療報酬を上げる形に持っていくべきだという立場から反対の意思表示をしました。最終日にきちんと発言をします。そういうことで反対します。

**三浦委員長** 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

**三浦委員長** 挙手多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

**渋谷医事・相談課長** 第29号議案権利の放棄

について御説明します。

議案書は279ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

タブレットの資料12ページをお開きください。この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち、回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものです。

1債権放棄の院内基準ですが、（1）5年以上経過した未収金で住民票調査により債務者が行方不明のとき、（2）患者本人が死亡しており、債務を継承する相続人が不存在であるとき、（3）自己破産により債務免除のあったもの、これらいずれかに該当する場合、債権放棄の対象としています。

この基準に基づき、今回は2の表の（1）行方不明者及び（3）自己破産者をあわせて、計10名64万6,463円の権利放棄をお願いします。

3未収金回収の主な取組ですが、一つ目は未収金担当者の専任化や専用電話の設置により、夜間の電話督促や文書による催告の強化を図っています。二つ目は、平日の訪問徴収に加えて、休日にも訪問徴収を行うなど回収対策を強化しています。また三つ目として、発生後1年を経過し、徴収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しています。

このような取組を今後も引き続き行い、未収金の削減に努めます。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①について報告をお願いします。

**伊達総務経営課長** それでは、第五期大分県病院事業中期事業計画の中間見直しについて御報告します。タブレットの資料の13ページをお開きください。

昨年12月の本委員会において見直しの方向性を御報告しましたが、その後の稼働状況も踏まえ、令和8年度までの稼働目標や収支計画の見直しを行いました。本日はこちらを中心に御報告します。

まず資料上段、見直しの方針を御覧ください。12月の本委員会でも御報告しましたが、2ポツ目のとおり全国的な患者の受診控えやコロナ関係補助金の廃止、さらには賃金上昇や物価高騰などの影響から令和5年度は赤字決算、令和6年度は赤字幅がさらに拡大する見込みとなっています。さらに3ポツ目ですが、先端技術の進展、新興感染症への対応、医師等の働き方改革の実現、労働環境の改善など、計画策定以降、当院を取り巻く状況も変化してきています。そこで、こうした変化に的確に対応しながら、収支均衡に向けた経営基盤の強化と医療の質の向上を図ることのできる計画とするため、中間見直しを行うものです。

資料中段以降に、見直し内容を整理しています。下線部分がこの度記載を更新、充実させる主な内容となります。1県民医療の基幹病院としての役割から、4良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応については、12月に御報告した内容となるので、説明を割愛しますが、それぞれ状況の変化を踏まえた見直しとなっています。

資料真ん中の下段にある5経営基盤の強化について御説明します。令和5年度は赤字決算、令和6年度は赤字幅が拡大する見込みとなっていることから、計画最終年度の令和8年度までの収支均衡を目指すために、収益の確保と費用の削減に係る取組内容を示した大分県病院事業

経営改善アクションプランを策定し、計画に反映させたいと思います。

まず、収益の確保では、これまでの地域の医療機関への訪問強化などによる紹介患者・新規入院患者等の獲得や指導料算定などの徹底による患者1人あたり単価の向上に一層取り組むとともに、料金条例の見直しによる受益者負担の適正化やより効率的な資金運用を検討するなど資産マネジメントの強化にも取り組むこととしています。

また、費用の削減では、民間事業者のノウハウを活用した診療材料や薬品等の調達方法の見直しといったこれまでの取組の強化に加えて、医療機器の保守契約見直しなどによる材料費及び経費の抑制、さらに業務体制の見直しによる職員配置の適正化と、長時間勤務の縮減など人件費の抑制に取り組むこととしています。

加えて、昨今の物価高騰や賃上げの実態が適切に価格転嫁され、医療コストに見合った診療報酬となるように、関係団体を通じた国への提言・要望を行っていくこととしています。

資料右側を御覧ください。こうした取組を踏まえて、稼働目標・収支計画の見直しを行います。まず上段の稼働目標ですが、令和7年度と令和8年度については、入院と外来の診療単価以外は見直しを行いません。引き続き、コロナ禍前の患者数に戻していくことを前提に取り組みます。令和8年度の単価が上がっているのは、次期診療報酬改定による伸びを織り込んでいるためです。

次に下段の収支計画を御覧ください。令和5年度は実績、令和6年度は決算見込み、令和7年度は当初予算の数値としています。最終年度の令和8年度は、アクションプランの実行や稼働目標の達成に取り組むことで、右下の単年度損益のとおり3,800万円の黒字、収支均衡を目指します。

以上が今回の中間見直しの内容となります。今後も中期事業計画のもと、継続的かつ安定的に良質な医療を提供し、県民医療の基幹病院としての使命を果たすため、職員一丸となって取り組みます。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 稼働目標の中で、1日当たり入院患者とか外来の患者数も増えますよね。増えたときに、結局、今の体制、つまり医師の数だとかスタッフの数との関係はどうなるのかな。増えたけども、こっちの方は増えなかったら、1人当たりの状況は厳しく、労働密度が高くなると思うんだけど。

**井上病院局長** 基本的には、コロナ禍前に戻していくことを前提に考えているので、稼働の数字が上がったからといって、極端に過重な労働に変わっていくとは思っていません。ただ、診療の中身が少しずつ変わっているので、3年前、4年前と全く同じではないため、若干凸凹は出ると思います。それはそれでまた見ながら、配置を考えていかないといけないのかなと考えています。

**堤委員** せっかく上限規制ができたぐらいですから、そういう点では非常に重要な中身だと思いますが、そこでまた経営者としても、是非そこら辺はちゃんと管理していただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

**中野委員** さきほど、費用の削減だったと思いますが、医療機器の保守の見直しの話がありました。どういった手法とか、どういった取組であるか、今の時点で分かることがあればお願いします。

**土師会計管理課長** 機器の保守管理の削減についてお答えします。

当然に、医療に影響を来さない範囲が大原則ではありますが、過去の故障実績から、保守の対象範囲であるとか内容が過剰ではないかと判断できるものについて、見直す手法を考えています。

**戸高委員** 今、医療機器の保守の話だったんですが、今後の医療機器、今年度予算の中にもシステムのかなり大きな金額、前回よりも何十億円か増えて予算計上もされているし、病院としては、最先端の技術、最新の医療機器をそろえるというのはやっぱり大事なことだと思います。

それを安定的な経営の中期計画の中で、今回、手術ロボットの導入とかも含めた記載も充実して中に入れ込むということなので、今後の見込みというか、中期的な見方をした場合に必要な機器をどう考えているのか、どういう必要性のものが今から出てくるのか、ちょっと教えてください。

**井上病院局長** 主に、非常に高額なものは中央部門の機器です。例えば、放射線科で画像を扱うMRIとか、それから放射線治療といったものです。例えば、ロボットでも最低で大体4億円近くかかる。保守にまたかかりますし。

そういったものは、年度ごとに一番優先事項で高いものをまず決めて、そしてその枠を、できるだけほかのものに圧迫が来ない形で処理をします。これを替えていかないといけないというのは5年ぐらい先までびっしり詰まっています。

恐らく、大分大学でもそうなんですけれども、大体それはもう本当にフリーハンドで、毎年自由にどんどん新しいものを積極的に替えていければというのであれば、大体予算の2倍近くは見ないとそれはできない。だから、やっぱり辛抱しながら、優先順位をつけながら5年ぐらい先のを順番に、一つずつ毎年高額なものを入れていくのが基本的な考え方です。

**戸高委員** ありがとうございます。

財政も大事ですし、人も大事ですけども、医療技術が最もやっぱり大事なところなので、それを守るために、しっかりそのほかの部分についてもやっていただきたいと思います。

それと、もう1個ちょっと聞き忘れていたんですけど、この間、予算特別委員会のときに長崎県の市民病院と長崎大学の例を出して局長が言った病院の一人一人の効率的な動き。工場であれば、あらかじめ毎回作業効率を考えてやるんですけど、やっぱり患者を扱う、どんな状況があるか分からない。その中で、しっかりそれを、それでも仕組みをつくっていくというのはものすごく大事なかなと今から思うんですね。

そういう協議というか、日々やられている中でこういう余裕があるのか、時間があるのか、

また、こうしたらいいか、ここがいいというか、そういう検討材料を毎日いろんな協議もやられていると思うんですが、作業効率について教えてください。

**井上病院局長** 御指摘の収益と支出の動き、非常に効率のいい形になっているかどうかというのは、主に1か月ごとに数字を出しながら、病院の中あるいは病院局で協議を行っています。

大きく仕組みを変えていくには、1か月単位で変えるのはまず難しいと思いますから、やっぱり数年の単位で判断すべきではないのではないかと私は思っています。

長崎県の市民病院と長崎大学の例を出したのは、これは、やっぱり収益を上げていく考え方の中に、今の医療制度、医療報酬で考えると、非常に回転数を上げて、たくさんの患者をある一定期間に取り扱う又は単価の高いものにシフトする。

例えば入院料にしても、特殊な入院、病棟は非常に高いわけです。例えば、ICUと呼ばれる集中治療室では非常に高い入院料をいただきます。ところが、一般病棟はそれよりずっと安いわけです。一般病棟を仮にICUのところまで引き上げられれば、人員配置が変わりますが、一般病床を減らして、そこにいる人員をそこにシフトできれば入院料が上がると。それだけの入院料をまた上げて、必要とする患者がいる前提でそれは行うべきですけれども、そういう二つのやり方しかもう残っていないと私は思います。

全体的に少しずつ単価が、診療報酬が上がれば、そこまでのことはしなくてもいいのではないかとはい思うんですが、長崎大学はもう踏み切ったと。一般病床を10%以上減らして、ICUと一般病棟の間に存在する高度治療室と呼ばれるものに転化していく方針なので、簡単にはいかないとは思いますが、そちらにいくと考えたようです。

県立病院も、その選択肢を常に頭に置いています。そういう病床を減らすことを考えており、予算特別委員会でも申しましたけれども、患者が令和5年度、令和6年度では回復の基調が見

られると。それがあの上は、今の体制を維持したいと考えるので、来年4月の改定が一番心配です。今の状況を少しでも緩和してくれる改定をしていただければと祈って予算を立てたのが本音です。そこは言っているのかどうか分かりませんが、もう言わざるを得ないと思って申し上げました。

**佐藤病院長** 全体の動きとしては、局長が申したとおりで、私もそのとおりだと思います。

現場として細かいことを補足すると、今、戸高委員がおっしゃった、現在やっている取組という意味では、やはりコロナ禍前、それから新型コロナが直撃してからの病院の意識の大きな変化は、いろんな委員会で申し上げてきましたが、チームという考え方を病院として取り組むと。具体的には、1人の主治医が夜も昼も来るのではなくて、質を落とさずにチームとして医療するという事は、前の委員会でも申し上げました。ほかにも、疼痛の緩和とかメンタルのサポートとか、あるいは呼吸換気とか、一つの分野に対して多職種のチームをつくって、全部の処置あるいは指示が特定のドクターとか特定の看護師とかに偏らないように、チームとして病院全体をラウンドしながら、特にケアを必要とする方をピックアップして、過剰にならない医療、しかし不足にならない適切な医療を選択して、その患者に指示をする体制を今7分野ぐらいつくって取り組んでいます。

結局、それを通じて、個人の過重な時間外労働とかにもなりませんし、かつ、いろんな患者を1チーム当たりで診て回るので、経験上もバランスの上でも適切なレベルの医療体制、それから管理体制を支持できることになる。チーム医療であれば、そういうラウンドというのは昼間にできるので、どたばたと夜、特定のスタッフが出てきてという部分も省けるので、集団体制というか、今までは、各病棟とか、各患者とか、このドクターとかやっていた意識がだいぶ変わってきて、横糸が通る医療体制になっていると、病院長の立場としてはそう感じています。それがひいては、支出の削減や人件費の削減とかいう部分にも少しは寄与できるのか

など今動いているところです。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はどうですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何か御発言はありますか。

**伊達総務経営課長** 冒頭の給与条例の改正のときに、堤委員から質疑のあった影響額について、確認できたので回答します。

資料の2ページにお戻りいただきたいと思うんですが、今回の改正の中で一番影響が大きいものは上から2番目の扶養手当です。配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げていき、子に係る扶養手当額を段階的に引き上げていく内容になっています。

こちらの影響額が、令和7年度でいくと600万円です。これは2年間にわたって引下げ、引上げをしていくので、令和8年度でいくと、その倍の1,200万円という影響額が想定されています。

**三浦委員長** ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかにないので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで私から御礼を申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

〔井上病院局長挨拶〕

**三浦委員長** 井上病院局長ありがとうございました。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

**三浦委員長** これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、都合により後藤委員が欠席しています。

そして、委員外議員として、澤田議員に出席

いただいています。

それでは、最初に付託案件の審査を行います。第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

**島田生活環境部長** 初めに一言御挨拶申し上げます。

生活環境・防災行政の推進について日頃から御助言いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、令和7年度の予算関係、またこれまで骨子案等で御審査いただいていた計画3本等について、担当課室長から御説明します。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

**小野生活環境企画課長** 資料2ページを御覧ください。第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について御説明します。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に御説明した事業以外の主な事業について、順次各課室長から御説明します。

なお、資料は令和7年度生活環境部予算概要から該当ページを抜粋しており、該当事業を赤枠で囲っているのを参考としてください。

資料3ページを御覧ください。事業名欄の上から2番目、優しいマナーと思いやりの運転県おおいた推進事業費、予算額は527万4千円です。

この事業は、交通事故の発生を抑止するため、子どもから高齢者まで幅広い世代に応じた交通安全対策を実施するものです。来年度は、自転車利用時の乗車用ヘルメット着用促進に加え、新たに高齢運転者が、加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、体調や天候、道路状況などを考え、運転する時・場所を自ら制限するマイルール運転の広報啓発等を実施します。

**井下審議監兼環境政策課長** 次の4ページをお願いします。事業名欄の一番上、地域再生可能エネルギー導入推進事業費、予算額は4億868万6千円です。

この事業は、2050年カーボンニュートラルを実現するため、県内における再生可能エネルギーの導入促進を図るものです。一般家庭や

民間事業者による太陽光発電設備や高効率給湯設備の導入に対し助成を行うほか、県有施設のZEB化改修を行います。

**浜田自然保護推進室長** 次の5ページをお願いします。事業名欄の上から2番目、生物多様性保全推進事業費、予算額は2,974万5千円です。

この事業は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、特定外来生物対策や自然環境の保全対策等を行うものです。来年度は、引き続きおおいの重要な自然共生地域の公表に向けた支援やクリハラリスの防除を行うほか、新たに市町村に対するアライグマの捕獲支援を行います。

**木内県民生活・男女共同参画課長** 次の6ページをお願いします。事業名欄の一番下、ふるさと創生NPO活動応援事業費、予算額は3,127万2千円です。

この事業は、NPOの人材育成や活動の支援、活性化を図るため、おおいボランティア・NPOセンターの運営を委託し、相談対応やアドバイザーの派遣等を行うとともに、NPO活動の支援者拡大に向けた広報活動やNPOによる多様な主体と連携した地域課題解決の取組への支援を行うものです。

来年度は新たに、NPOの災害中間支援組織の育成や災害時を想定したNPO活動の支援を行います。

**若松食品・生活衛生課長** 次の7ページをお願いします。事業名欄の一番上、食の安全・安心推進事業費、予算額は1,768万7千円です。

この事業は、食の安全・安心を確保するため、事業者・消費者への食品事故防止の啓発等を行うものです。事業者に対しHACCPによる衛生管理の導入や定着の支援、アレルギー事故の予防啓発を行うほか、食品の適正表示の徹底を図るとともに、消費者を対象とした講習会の開催と、事業者と消費者の相互理解を深めるための施設見学を行います。

**嶋崎環境保全課長** 次の8ページをお願いします。事業名欄の一番上、水質保全対策事業費、予算額は3,996万5千円です。

この事業は、県内の公共用水域の水質汚濁を

防止するため、河川等の常時監視及び工場・事業場からの排出水の監視・指導等を行うものです。なお、近年注目されている有機フッ素化合物PFASについては、要監視項目に指定されているPFOS及びPFOAの2物質を河川等において監視する予定であり、県内の検出状況を確認します。

**北村循環社会推進課長** 次の9ページをお願いします。事業名欄の一番下、浄化槽適正維持管理推進事業費、予算額は1,207万1千円です。

この事業は、県民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の法定検査受検率向上に向けた普及啓発等を行い、適正な維持管理を推進するものです。

再整備を行った浄化槽管理台帳を基に、法定検査未受検者への文書指導のほか、保守点検、清掃、法定検査を適切に行うことによるメリット等を記載したチラシの配布、テレビCMを活用した広報啓発等を行うことにより、適正な維持管理に取り組みます。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

次の10ページをお願いします。事業名欄の上から3番目、人権啓発推進事業費、予算額は1,801万5千円です。

この事業は、人権の尊重を日常生活の中で考え実践する文化を構築するため、様々な手法や媒体を活用して人権教育・啓発を推進するものです。8月の差別を無くす運動月間における人権講座や12月の人権週間に向けた人権啓発フェスティバル等による啓発を実施するほか、来年度は新たに無自覚に相手を傷つけてしまう行為、いわゆるマイクロアグレッションを防止するための啓発用動画を制作し、研修等で活用するなど、県民の人権意識の醸成に取り組みます。

**新田防災対策企画課長** 次の11ページをお願いします。事業名欄の上から2番目、地域防災力強化支援事業費、予算額は4,902万4千円です。

この事業は、地域防災力の強化を図るため、地域における防災活動の要となる防災士のスキルアップ等を行うとともに、地域の防災士や福

社団体等と連携した避難訓練等を実施するものです。

来年度は、新たに防災分野で活躍している女性のロールモデルの紹介や女性防災士の研修会等を行うことにより、女性の視点を踏まえた防災対策を促進します。

**渡部危機管理室長** 次の12ページをお願いします。事業名欄の一番上、防災情報通信システム更新事業費、予算額は12億2,203万6千円です。

この事業は、大規模災害時にNTTや携帯電話等が途絶した場合の情報収集・伝達手段である防災情報通信システムの更新を行うものです。

令和6年度から、無線システムや情報伝達システム等を順次更新しており、来年度は既設の12か所の高所カメラの更新にあわせ、沿岸部や離島、石油コンビナート周辺などにカメラを増設します。

**姫野消防保安室長** 次の13ページをお願いします。事業名欄の上から2番目、消防力強化推進事業費、予算額は778万6千円です。

この事業は消防力を強化するため、非常備消防である消防団員等の確保対策や消防思想の普及宣伝等を行うとともに、常備消防の機能強化を支援するものです。

来年度は、新たに消防団による地域の学校と連携した体験型の防災教育を実施することで、生徒の防災意識高揚と次代の地域防災の担い手確保を図ります。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 今の消防力強化の関係で、消防団員の確保が非常に厳しいと思うんですね。だから、そこら辺、苦勞されていると思うんだけど、今、大分県下、どういう状況なのか。充足しているところはあまりないと思うんだけど、その関係性を少し教えてください。

それともう一つ、人権。大分市、今度課の名前を変えたよね。それについてどう考えるかを教えて。その2点。

**姫野消防保安室長** 県内の消防団の確保は大変

厳しい状況にあります。これは、団員数の減少、また、団員の高齢化、若い世代のなり手不足といった、地域の担い手の確保そのものです。

消防団については、それぞれの市町村、地域で実情が様々です。そうした中、地域の消防力を維持するためには、非常備である消防団だけでなく常備と一体となって、どのように地域の安全安心を確保していくかという視点で取り組んでいきたいと思います、県内の消防本部の皆様と常に情報共有を図っているところです。

本当に難しい課題なんですけれども、県としては、できることを考えたときに、県で一体となって志を持って取り組むこととして、例えば普及啓発であっても、全ての市町村にとって役に立つ普及啓発。そして今回の新たな高校との連携ですけれども、全ての市町村で消防団との連携が進んで、これから18歳になって地域の担い手として巣立っていく人たちに消防団のことを知っていただきたい、そういったことで市町村と連携して取り組んでいきたいと思っています。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

大分市議会で足立市長が人権・同和対策課を人権尊重推進課に来年度から改めるとおっしゃっていたかと思います。一方、県の当課の名称ですが、部落差別の名称を冠した初めての法律である部落差別解消推進法の施行などを踏まえて、令和2年度に、当時、人権・同和対策課から今の名称に変更したものです。

現在、課の名称の変更は予定にありませんが、課の名称が、どのような業務をしているかを県民に理解してもらう視点も大事であると考えているので、業務内容とか行政事業に応じた不断の見直しが必要だと考えているところです。

**堤委員** 女性の消防団、結構そこに最近光が当たって、あとは子どもたちの消防団意識の向上みたいな。女性の消防団の人たちというのは、現状どうなの。

それと、人権・同和の関係で、名前が長い。覚えこなせない、そういうのがあったら。ただ、単純にそういうことじゃなくて、部落差別解消推進法ができたからという名称で、いろんな審

議会の中でも、部落差別、部落という言葉は必要ないとか、いろんなことが出てきたわけね。そういうところを本当に真摯にやっぱり検討していかないと、法律ができたからといって、それをそのまま冠しておったら、全ての課がそうなるっちゃう。だから、それはまずい。これは要求、要望というか、是非解消していただきたいと要望しておきます。回答は要らない。

**姫野消防保安室長** 女性の消防団員についてお答えします。

女性の団員数は、全国的に見ても、また大分県についても増加傾向にあり、県内では大体今300人ぐらいの方が消防団員として活動しています。活動の幅も広がっており、これまで女性の団員は、本部付という形で、式典があるときにアナウンスをしたり、あとは救急の講習に参加したり、そういった役割で活動される方が多かったんですが、今は、それぞれの分団、方面隊に入って全く同じ活動をしている方も増えています。そういった方が1人入ると、またさらに増える形になっています。

いろんな活動が、それぞれのやりたいことができる環境づくり、非常に大事だと思っていますので、引き続き取り組みます。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

名前が長いというのは、私も全く同意で、2年間なかなか覚えられなかったです。どんな名称がふさわしいかは、いろいろと課題を踏まえて、継続的に考えていくものだと思っています。

**御手洗委員** NPO活動応援事業費に関してなんですが、NPO団体、様々あると思うんですが、私の身近なところで、やっぱり後継者がうまくできなくて、もう解散という話になっているということも聞きました。NPOもいろいろ団体があると思いますが、県内、そういった現状がないのかということ。

あわせて、ちょっと課が替わって申し訳ないけど、防災士も、一時期すごく増えたときがあったと思うんですが、だんだんその時の方々が高齢化してしまって、防災士としての数は確保できているが、実際に活動がちょっと厳しい状況にあるんじゃないかという声もいただいでい

るんですが、その2点について現状をお知らせいただければと思います。

**木内県民生活・男女共同参画課長** NPOの現状ですが、御手洗委員御指摘のように、やはりNPOが解散する理由の中に、後継者がいないということは大きくあります。それは、どうしても設立当時に非常に熱意を持ってNPOをつくられた方々が高齢化して、後継者がいない状況があるということですが、私どもとしては、一つは、後継者育成に向けたセミナーを開催したり、あるいは、それぞれNPOにアドバイザーを派遣して経営の支援をしたり、NPOを紹介する動画をYouTubeでここ3年ほど作成して流したり、若い人たちがNPOに関心を持ってもらう啓発にも努めているところです。

**新田防災対策企画課長** 防災士の年齢も年々高くなって活動が、という御質疑をいただきました。

現在、自主防災組織における防災士の確保割合は81%となっています。自主防災組織自体、なかなか存続が難しいという声も聞いています。私どもとしては、その活動を支援するため、例えば自主防災組織の名で集まらなくても訓練ができるような取組を、来年度から学習会として、こちらから出向いていき、少人数でもできる取組を今後進めることで、命を守る行動につなげられるよう促していきたいと考えています。

**御手洗委員** ありがとうございます。

消防士の話、消防団の話も一緒ですが、少子高齢化はもう間違いないので、何もかも少ない人数のところに負わせるのは難しい問題だと思います。これはここに限ったことではないと思いますが、いろんな形でここも議論していただければと思います。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はどうですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に質疑等もないので、これで質疑を終了します。なお本案の採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①から④について一括して報告をお願いします。

**新田防災対策企画課長** 資料14ページを御覧ください。第2期大分県地震・津波防災アクションプランの策定について御説明します。

昨年第4回定例会の本委員会で素案を御報告したところですが、12月からのパブリックコメントの結果等も含め改めて御報告します。

まず1概要ですが、本プランは現行プランの計画期間が満了することから、次期プランを策定するものです。能登半島地震の教訓を踏まえた防災対策の強化など、新たな要素を追加しています。次期プランの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

次に、2策定のポイントについてです。(2)減災目標ですが、南海トラフ巨大地震による最大死者数約2万人を約600人に抑制することを目指し、最終的には人的被害をゼロにすることを目標とします。

(3)施策体系については、現行プランを踏襲し、事前防災、災害発生時対応とその備え、復旧・復興の三つの柱と合計27施策、100項目、58の目標指標で構成しています。

次に、3能登半島地震を踏まえた防災対策の強化についてです。孤立集落対策の強化では、飲料水、食料などの分散備蓄や通信手段の確保等の推進など、孤立可能性集落内の備えや道路啓開等の対策に取り組みます。

被災者支援の強化では、市町村による避難所における携帯トイレ等の備蓄の推進など、避難所の環境改善や運営体制の強化等に取り組みます。

応援・受援体制の強化では、受援計画に基づく図上訓練等の実施による市町村の受援体制の確保など、関係団体との訓練や連携体制の確認等に取り組みます。

次に、4パブリックコメントですが、昨年12月から今年の1月にかけて意見募集を行った結果、5名から13件の意見がありました。

主な意見として、孤立に備えた食料等の備蓄の推進と住民への啓発や津波等を想定した避難

訓練の活発化、安心して避難できる避難所の環境整備を望む意見がありました。

県としては、アクションプランに基づき、市町村を通じた分散備蓄の推進や学習会による住民への備蓄の啓発、市町村と連携した地域での避難訓練の活発化のほか、携帯トイレの備蓄拡充など良好な生活環境の実現に取り組みます。

最後に、5公表についてですが、本委員会で報告後に公表することとします。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長**

資料15ページを御覧ください。大分県人権尊重施策基本方針(第4次)の策定について御説明します。

昨年第3回定例会の本委員会で素案について御報告しましたが、資料右上にあるように昨年10月にパブリックコメントを実施し6名から17件の意見がありました。また、1月末に国が人権教育・啓発に関する基本計画改正の中間試案を公表したことも踏まえ、一部修正したので、主な修正箇所を御報告します。

まず、5概要の③様々な分野における人権行政の推進の赤枠で囲んでいる1番を御覧ください。

インターネット上の人権侵害やAIをめぐる人権侵害リスクを課題横断的な人権問題としました。前回の素案報告時には、これまでの国の計画と同様に分野別の課題の一つとしていましたが、インターネットによる人権侵害は様々な人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題であることから、今回の国の中間試案にあわせて修正するものです。

次に、中ほどの6番、障がい者の人権問題の右側の基本方針(6)に、新たに生活環境の整備、防災等の推進を追加しました。これは、パブリックコメントによる意見を反映したもので、障がい者に対する配慮がなされた防犯対策、消費者被害からの保護対策とともに、個別避難計画の作成等の防災対策などを推進するものです。

以上の修正等を加え、3月中に公表する予定です。

**木内県民生活・男女共同参画課長** 資料16ページを御覧ください。第5次大分県DV対策基

本計画の策定について御説明します。

昨年第3回定例会の本委員会で計画の骨子案について御報告した後、12月からのパブリックコメントで募集した県民意見、大分県男女共同参画審議会による審議・答申を受けて取りまとめたものを御報告します。

まず、この計画の位置付けですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく都道府県基本計画として策定するもので、計画期間は令和7年度から令和13年度までとしています。

計画の体系ですが、基本理念を配偶者等からの暴力のない社会を目指してとし、暴力根絶のための啓発と教育の充実等、五つの基本目標を掲げ、その下に重点施策及び具体的な取組を設けています。

このうち主な施策について御説明します。

一番左の基本目標Ⅰ暴力根絶のための啓発と教育の充実の重点施策2若年者に対する人権教育・DV防止啓発の充実・強化では、小・中・高・大学生等の低年齢層から心身の発達状況に応じた防止啓発に取り組むこととしています。また、一番右の基本目標Ⅴ推進体制の整備の重点施策15関係機関の顔が見えるネットワーク体制の強化では、関係する行政機関や民間支援団体など、連携体制の一層の充実を図ることとしています。

左下の成果指標は、本計画が目指す姿であるDVを容認しない社会意識の醸成と被害者が相談しやすい体制の充実に向けた計画の進行管理のために新たに設定したもので、こういったことがDVにあたるのかについての正しい理解や被害を受けた人のうち相談した人の割合など三つの指標について目標値を定めています。

相談件数など、毎年度の具体的な取組の実績値については、これまでどおり大分県男女共同参画審議会に報告するとともに、県ホームページにて公表を行います。

**渡部危機管理室長** 資料17ページを御覧ください。沖縄県先島諸島からの避難者受入れの初期的計画(案)について御説明します。

まず、この計画は国と沖縄県が共同で実施し

ている先島諸島からの避難訓練の一つのシナリオとして、九州・山口を避難先とする受入計画を令和8年度までに作成してほしいと国から依頼を受けて着手したものです。その計画の中で本県には、石垣市の住民約5万人のうち1万1千人を受け入れるよう国から指示されています。

このうち今年度作成する初期的計画については、その一部、約千人を対象に避難当初から1か月の間、救援するものとして検討したところです。

御覧いただいている資料は、避難から救援までの全体的なスキームを示しています。

具体的には、避難住民の方々は、新石垣空港から福岡空港までは、沖縄県が準備する航空機で移動します。その後、県内の宿泊施設までバスで移動してもらうこととしています。

資料に赤枠を囲っていますが、これは今回令和6年度初期的計画として策定する部分です。青色の部分は今後被害が長期化した場合等に備えて来年度以降検討していく項目になります。

資料18ページを御覧ください。

初期的計画の策定にあたっては、六つの項目について検討するよう国から依頼があり、さきほど説明した約千人を大分市で受け入れることを想定してきました。

一つ目の輸送手段の確保については、福岡空港に到着した避難者を県が手配するバスで迎え、受付等を行う避難先連絡所——大分市の場合はホルトホール大分を想定していますが、こちらを經由して各宿泊施設に輸送することとしています。

二つ目の宿泊施設(ホテル等)の供与については、その前提条件として全室空室として一定期間借上げができる、一棟貸しができることを前提条件として国から示されています。

ホテル等の確保にあたっては、旅行代理店や大分県旅館ホテル生活衛生同業組合等の協力を得て対応していきます。

施設や部屋の割り振りについては、家族や地域のコミュニティがあると思うので、そういったものを維持することを基本に可能な限り同一の施設で割り振りをしています。

三つ目の食品の給与及び飲料水の供給については、基本的には宿泊施設に3食提供していただくことを原則としていますけれども、ビジネスホテル等ではそういった対応ができないことも想定されるので、その際は弁当配送事業者への発注を予定しています。

四つ目の生活必需品の給与又は貸与については、避難生活に最低限必要な物資を整理して、災害時の物資供給協定を準用して、基本的には流通物資を供給することとしています。

五つ目の避難者の健康管理については、健康状態の確認等が必要な場合には、看護師等を派遣することとしています。要配慮者に対する対応は、来年度以降に検討していくこととしています。

六つ目の通信設備の提供については、今宿泊施設等では、Wi-Fi等が既に整備されているので、そういったものを使っていただくこととしています。

設備の提供については、避難先地域は、平時の状況であることとの前提条件が国から提示されているため、宿泊施設に整備されている既存の通信設備を活用することとしています。

以上の内容を初期的計画の案として作成して、先月国に提出したところです。現在、九州・山口各県の計画案とともに国が最終的な調整を行っており、本年度末までに公表されると聞いています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 今の関係で、先島諸島から避難者受入れということで、もともとから5万人の人たち、大分県では1万1千人、それが石垣空港とか港とかからの輸送自体が難しいのではないかと言われています。まず、その飛行機や船をチャーターすること自体が難しい。となると、確かに、いざ何かあったときにはそういう形になるんでしょうが、それより、もっと先に国に県として言うべきことは、そういう中国とか台湾との海峡の問題を起こらないようにすることの方が大事だと思うんだよね。そういう立場から、県と

してやっぱり声を上げていくべきだと思うんだけどね。

ただし、その計画そのものがやっぱり必要なときもあるでしょう。その前の話として、どういうアプローチをしているかを少し教えてください。

**渡部危機管理室長** ありがとうございます。まさに、堤委員御指摘のとおりです。我々も、これは不測の事態、万が一ということで計画を作成しているわけであり、こういった事態がないようにすべきものと当然考えております。

ただ一方で、今回の計画については、国から指示があつてつくっています。今後、例えば県内で南海トラフのような大規模な地震があつたときなどに、市町村域を超えて広域的な避難をする場合も想定されるので、そういったものにこれを活用していきたいとも考えているので、またその辺の御理解はお願いしたいと思います。

**堤委員** この問題は、大分市敷戸の弾薬庫に長射程ミサイルを配備する問題とか、さらには、由布市の陸上自衛隊湯布院駐屯地に第2特科団が設置されたでしょう。あそこにミサイル連隊そのものが入ってくるわけね。そうすると、結局そういうところが攻撃対象になってくる危険性もあるわけだから、そういうところに避難が来るわけないですよ、基本的に。だから、そういう点で、まさにさっき渡部室長が言ったとおり、県としては国に対して、そういう不測の事態が起きないような平和外交をもっとせよという声を出すことがやっぱり大事だと思います。

もう1個。一番最初の地震・津波防災アクションプラン。この問題で、防災計画そのものの中には、原発事故の災害の防災計画が書かれていますよね。今回のこのプランと、避難するときのプラン、例えば原発で事故が起きたときに避難する場合、そのための方策は、今回のアクションプランの中に入っているのかな。

**新田防災対策企画課長** 今回のアクションプランの中には、原発事故に伴う避難は盛り込まれていません。

**堤委員** そうすると、もともと防災計画の中の原発事故対策は、それはそれとして生きている

けども、地震と津波に特化してプランをつくったということの認識でいいわけね。分かりました。

**成迫委員** すみません、内容的な部分ではないんですが、14ページ、15ページのパブリックコメントについて、期間も限られた中で多くの意見を集約するのはなかなか難しいとは思いますが、このパブリックコメントをリリースするときの周知方法であったり、今回皆さんにどういったお知らせをしていくかを教えてください。

**藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 御質疑ありがとうございます。

パブリックコメントで、いかに幅広く意見をいただくかというのは課題意識を持っていて、一つは、マスコミを活用して県政記者クラブにお知らせという形で投げ込みをします。あと、人権の場合には、人権啓発講師とあって、人権に関心があって活動されている方が今年度で70名ちょっと登録をされているので、そういった関心のある方に呼びかけをして意見をいただくようにしたり、あるいは人権の講演会とかでも御案内をして意見をいただけるように取組をしたりする中で、今回17件という、かなり読み込んで貴重な意見をいただいたところです。こういった幅広く知ってもらう取組が大事だと考えています。

**新田防災対策企画課長** パブリックコメントの期間等は、県の定めにとりまして設定しました。

また、周知も、さきほど人権尊重・部落差別解消推進課長から説明があったとおり、マスコミ等を通じてこういった広報をやっています。ホームページなどでもお知らせをしているところです。また、パブリックコメントを行う前に防災対策推進委員会等を開催して、関係者向けにも、こういったアクションプランの素案をつくったというお知らせも各市町村にした上で、パブリックコメントに臨んだところです。

**成迫委員** ありがとうございます。努力いただいているということで、安心しました。

当事者たちは、やはり皆さんそれぞれ思いがあると思うので、できるだけ広く周知いただけ

るように引き続きよろしくをお願いします。

**戸高委員** ありがとうございます。

地震・津波防災アクションプランの策定で、被災者支援の強化の中にあって、避難所の環境改善や運営体制ということで書かれていると思います。先般ちょっと避難訓練に行ったときに、いろんな想定項目がずらり並んでいて、それを全てやろうということで、皆さん一生懸命されていました。ペットの避難ということで、ペット避難受付があつて、今日、犬が来るのと聞いたなら、今日は来ませんと言った瞬間に犬が2匹現れて、それでちょっとその担当者も慌てておったんですけど。

何が言いたいかというと、避難所の環境ってそれぞれ違うし、どこに何の本部を持っていかとか、事前に相当決めておかないと本当大変だなというのが私もよく分かりました。

それで、一番厳しかったのが倉庫ですね。いろんな避難所に分配する備品とかを運ぼうとするときに、小さい倉庫の中にいろんな物を詰めているものだから、これを全部出さないとこれは出せないとか、1か所だけじゃないんですよ、これが。こういうところも、プランの中でどうこうというわけでなくて、市町村がしっかり備蓄品をそろえるときに確保して、しっかり速やかに出し入れができる、誰が見ても、そのとき担当がいなくても分かるというのが大事なところとちょっと思ったので、一言ちょっと申し上げておきたいなと思います。

それと、もう一つ、次の15ページにも関わるんですけど、障がい者の避難もその想定の中に入っていました。今回、トイレの整備を予算の中で入れていただいて、移動式トイレですかね。前回、下に来ているのをちょっと私はのぞいてみたんですけど、今回コンパクトに、軽トラ的なものにするというのがありました。いろいろ考える中で、いろんな移動式トイレがあるので、車椅子でも乗り降りできるトイレが一つでもあれば、分散配置するので、どこに置いてもいいと思うんですが、そういう考えも今後持っていただければと思うので、意見だけ述べます。

**新田防災対策企画課長** ありがとうございます。

避難所の環境改善に伴う備蓄品等の倉庫などへの支援という趣旨で承りました。既に避難所環境の向上に伴うものについては、県も市町村と協力して自主防災会等に補助金等による支援を行っているところです。

また、今回、孤立集落の発生に備えて分散備蓄を促していくので、そういった避難所環境の向上に資するものや分散備蓄に伴うものについては、積極的に県の補助金の活用をこれから市町村と共に連携しながら自主防災会に促します。

**若松食品・生活衛生課長** ペットの同伴避難、実際に見られたということで、本当に実際に来たときにどういった動きになるのかは、非常に重要と考えています。今年度の県の総合防災訓練には、実際に犬とか猫等を連れてきて、それぞれの避難所におけるルールづくりとかも市町村の防災担当者に見ていただいて課題を共有して、また、よりよい避難所づくりに努めていきたいと考えています。

**小野生活環境企画課長** 避難所の環境についてですが、今年度末、県で避難所運営マニュアル策定のための基本指針をつくっており、その中に各市町村が避難所を設置するときに気を付けることなどを書いています。その中に、ペットや避難所外避難、トイレの確保など、いろいろ書き込んでいます。

戸高委員も御指摘のとおり、市町村や場所によって建物も広さも違うので、そういったところを実際に市町村の方々と一緒に考えて、そこに適した避難所をつくっていくように、これからも共通認識で取り組んでいきたいと思えます。

**戸高委員** ありがとうございます。

各市町村がきちっとした倉庫を造っていただいたのを私もよく知っています。そこから、一時避難の部分をちょっと言っているのです。それは相当な数があるので、整備されていたとしても、倉庫として認知されていても、整理をきちんとされていない状況があるので、そこまでしっかり見た方がいいんじゃないかなという意味で申し上げたので、よろしくをお願いします。

**三浦委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はどうですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありますか。

**三浦委員長** 別にないので、これをもって生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで私から御礼を申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

〔島田生活環境部長挨拶〕

**三浦委員長** それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

**三浦委員長** これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、後藤委員が欠席しています。また委員外議員として、澤田議員に出席いただいています。

それでは、最初に付託案件の審査を行います。第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち福祉保健部関係部分について、第3号議案令和7年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について及び第4号議案令和7年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は関連があるので、一括して執行部の説明を求めます。

**工藤福祉保健部長** 福祉保健部で御審査いただく予算議案は、第1号、第3号、第4号の計3議案です。

まず、第1号議案令和7年度大分県一般会計予算のうち、当部関係について御説明します。令和7年度福祉保健部予算概要の6ページです。

福祉保健部の令和7年度当初予算額は、表頭の左から2番目、予算額（A）の上から3番目にあるように1, 149億4, 356万2千円です。

表頭の右から2番目、6年度当初予算額（B）

と比べると30億3,333万1千円、率にして2.7%の増となります。いよいよ団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を迎えたので、これに伴い、医療費や介護サービスを提供する施設整備費等が大幅増となることなどによるものです。

続いて、特別会計は2本、7ページです。

第3号議案令和7年度大分県国民健康保険事業特別会計予算及び第4号議案令和7年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算については、予算額(A)の計欄にあるように、二つの特別会計をあわせて1,143億179万3千円を計上しています。

なお、今回の予算に係る重点事業のうち、先週の予算特別委員会にて私から説明したものの以外の主な事業について、担当課・室長より順次御説明します。

**坪井医療政策課長** 35ページを御覧ください。一番下の救急安心センター運営事業費3,126万7千円です。

救急車や医療機関の適正利用を図り、県民に適切な助言を行い安心・安全を提供するため、市町村と連携して救急医療電話相談、通称#7119を全県で運用するもので、運用開始は令和7年7月1日を想定しています。

続いて、38ページを御覧ください。一番下の地域医療介護総合確保推進事業費17億6,144万2千円です。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する事業に充当するため、国の交付金を活用して基金の積立を行うものです。今回増額した約3億の主な要因は、医療分野では新年度から新たに実施する薬剤師確保対策事業に充当するほか、令和6年9月補正予算で計上した勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業を当初予算から計上したことによるものです。また、介護分野では、市町村の介護保険事業計画等に基づく介護施設の整備等に要する経費への助成を行う介護サービス基盤整備事業を増額したことに伴うものです。

**羽田野健康増進室長** 54ページを御覧ください。一番上のがん対策推進事業費3,526万

7千円です。

がん対策を総合的に推進するため、がん検診受診率の向上に向けた普及啓発・受診促進を図るとともに、がん診療連携拠点病院の機能強化やがん患者の社会参加支援などに取り組むものです。

一つ目の二重マル、がん検診受診率向上事業では、がん検診の実態調査を行うことで、ターゲット層を明確化し、効果的な普及啓発等に取り組みます。

三つ目の二重マル、がん患者社会参加応援事業は、ウィッグや乳房補正具、副作用ケア用品等の購入費を助成するとともに、アピアランスケアの相談体制強化、普及啓発を行うものです。**池邊健康政策・感染症対策課長** 57ページを御覧ください。感染症予防体制強化事業費1,444万2千円です。

感染症危機に備えるためには、保健所、医療機関など、関係機関の感染症対応力の向上や連携体制の構築が重要になります。一つ目の二重マル、保健所の感染症対応体制強化では、感染管理アドバイザーを配置し、地域における感染対策の要となる保健所の感染対応業務の支援を行います。二つ目の二重マル、感染対応力向上のための人材育成・連携強化では、感染管理認定看護師の資格取得の際に医療機関が確保する代替看護師の person 費に対して助成するほか、IHEATを確保するための研修などを行い、地域における人材確保を促進します。

**渡邊高齢者福祉課長** 80ページを御覧ください。一番下の自立支援型ケアマネジメント体制強化事業費447万5千円です。

今年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した予防プランの策定等に関する業務のデジタル化をさらに推進するものです。

一つ目の二重マル、ICTを活用した効率的な自立支援型ケアマネジメントの横展開では、地域包括支援センターが行うアセスメントや予防プラン策定に係るICT導入を支援し、スキルの平準化や業務負担の軽減を図ります。

続いて86ページを御覧ください。上から二番目の要介護認定業務等デジタル化推進事業費

323万9千円です。同じく、今年度交付金を活用した要介護認定業務のデジタル化を促進するものです。

一つ目の二重マル、要介護認定業務デジタル化の横展開では、市町村にアドバイザーを派遣するとともに、優良事例の報告会を開催します。

これらの事業により、今年度6月補正から取り組んでいる事業の県全体への展開を図ります。**鈴木こども未来課長** 97ページを御覧ください。上から4番目の保育環境向上支援事業費2億3,650万円です。

保育人材の確保と職場定着を図るため、保育士資格取得のほか、保育補助者等の配置やICTの活用など働き方改革に取り組む保育所等を支援するとともに、保育士などを目指す学生等向けの取組を実施するものです。

二つ目の二重マルにあるように、県内保育施設への就職を促すため、県外養成施設の学生に対して、面接や自主実習などの県内就職活動に要する交通費や宿泊費を助成します。

次に99ページをお開きください。上から3番目のおおいたこどもまんなか応援事業費1,136万2千円です。

誰もが安心して子育てができる環境を実現するため、地域の子育て応援活動を支援するほか、相談体制の充実や子育て情報発信の強化を行うものです。

四つ目の二重マル、子育て応援広報キャンペーン委託料では、企業・団体等と連携したWeb広告の実施により、地域や企業など県内全体で子育て世帯を支える機運醸成を図ります。

**三重野こども・家庭支援課長** 109ページを御覧ください。一番下の児童虐待防止対策事業費2,913万8千円です。

一番下の二重マル、児童相談所業務DX化推進事業では、近年増加傾向にある児童虐待に適切に対応するため、AI等を活用した児相システム利用など児童相談所業務を効率化・省力化し、職員の負担軽減を図ります。

次に、112ページを御覧ください。上から2番目、児童相談所施設整備事業費2億1,933万9千円です。

今年度から進めています。4月から大分支所に改称する中央児童相談所城崎分室及び中津児童相談所の執務室を整備するとともに、一時保護所の居室の個室化など、引き続き受入環境の改善を図ります。

**安田障害者社会参加推進室長** 131ページを御覧ください。一番上のパラスポーツ普及強化事業費1,486万4千円です。

この事業は、パラスポーツを通じて障がい者の活躍を一層推進するため、情報発信等を強化するとともに、障がい者の社会参加の機会の創出に取り組むものです。

上から一つ目の二重マルにあるように、車いすマラソン等の本県パラスポーツの魅力を伝えるPR動画を制作し、競技人口はもとより、理解促進、そしてファン層の拡大を図ります。

二つ目の二重マル、デフスポーツ普及啓発では、大分市祝祭の広場で開催されるデフビーチバレーボール国際親善大会にあわせてPRイベントを開催するなど、デフスポーツの普及と県民理解の促進を図ります。

続いて、一つ下の国際車いすマラソン大会開催事業費3,500万円です。

この事業は、障がい者スポーツへの注目の高まりを継承し、共生社会の実現に向けた機運の醸成を図るため、より効果的な運営や昨今の物価高騰等も踏まえた対策を行い、国際車いすマラソンの第44回大会を開催するものです。

**荻障害福祉課長** 141ページを御覧ください。精神科救急医療システム整備事業費7,306万9千円です。

この事業は精神科医療を必要とする患者やその家族が安心して日常生活を過ごせる環境を整えるため、救急医療体制の確保や精神科救急情報センターの設置・運営等に取り組むとともに、円滑な措置入院に必要な体制を整備するものです。

六つ目の二重マル、措置移送業務の民間救急事業者委託では、職員が深夜等に運転する際の危険性に配慮し、措置移送を民間救急に委託することにより安全確保と負担軽減を図ります。

また、七つ目の二重マル、身体合併精神救急

患者に対するオンライン診療の試行では、自殺企図に伴い救急搬送された身体合併症患者に対する精神科医によるオンライン診療の試行を、八つ目の二重マル、大分市保健所との連携強化では、大分市保健所との間に措置対応に係る情報共有システムを導入します。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** さっきの児童虐待で、児童相談所のAIのシステム利用ということだったんだけど、これは具体的に、どういうことにAIを使ってやるのかをちょっと確認させて。

**三重野こども・家庭支援課長** この事業は二つあります。

一つは、電話会議等の文字起こしです。児童相談所、面談や電話等でかなり長い時間対応するんですが、それを文字で起こして上司に報告していて、職員の負担が大きかったんですが、それを自動文字起こしソフトを導入し、電話とパソコンをつないで自動的に文字起こしを行うというものです。100%というわけにはいきませんが、今、児童相談所で既に試行していますけど、かなり負担軽減につながっている実績が出ています。

二つ目が、モバイル端末による児童相談所システムの利用です。現在、児童相談所のシステムは、児童相談所の執務室の中でしか使えない状況です。休日、夜間で案件が発生した場合、職員が児童相談所に勤務をして、そこで内容を確認して対応に当たっている状況ですが、これを庁外で、もちろん個人情報に配慮した形で、庁外でも見られる、書き込みもできるシステムを導入するので、それで職員の負担軽減につながりたいと思っています。

**堤委員** そういうAIを使うということか。判定するとか、いろいろ相談業務に乗るとか、そういうことじゃなくて、単純な、機械を使った方がプラスだということでは使っていくということなんやな。

**工藤福祉保健部長** 今、堤委員がもうちょっと先のことを言われたのかなと思います。確かに

全国的には、我々もいろいろ他の自治体、先行自治体をだいぶ見に行かせてもらって、どこまでやろうかなといういろいろ考えました。ただ、今なかなかAIで全部やることのリスクもやっぱりあるだろうということで、逆行しますけど、やはり子どもをこちらでしっかり見てやるという、アナログのところは大事にしないといけない。先行している自治体の中には、そこまで全部AIだということがちょこちょこ出てきていますけど、そこは踏みとどまり、単純な作業をまずはやろうということで、人の目、組織の力、対応力はあまり楽をしないようにしたいと思います。

**中野委員** 予算概要37ページのドクターヘリ運航事業費について、いくつか聞きたいと思います。

これ、あらかじめお伝えしますが、議論しようとかではなくて、分からないところを質疑したいという思いなので、よろしくお願いします。

これは、事業概要にもありますが、国庫補助で行う部分と県の単独事業で行う部分があり、福岡県とのドクターヘリ共同運航経費、こちらの分が県の単独事業ということです。この総予算3億7,115万2千円のうちの財源を見て、諸収入1,179万6千円とあり、これは福岡県のドクターヘリの運航対象地域である中津市、日田市、九重町、玖珠町が協定に基づいて負担をしている分だと思いますが、この内訳を教えてくださいたいのがまず1点です。

もう1点目が、九州でのドクターヘリの導入については、平成14年2月の福岡県がまず最初で、その後、本県では平成24年10月に独自の運航を開始したということです。その後、平成26年1月に佐賀県が導入したことによって、九州全域で配備が完了したということだと思います。九州地方知事会で、隣県同士で互いのドクターヘリの運航をカバーし合える体制の構築を目指していく方向性が示されていますが、こういった関係の書物を読むと、共同運航や広域連携といった言葉が出てきますけども、この定義について教えていただきたいと思えます。

**坪井医療政策課長** 御質疑ありがとうございます。

今おっしゃった市町村の負担金の内訳は、調べてお答えしたいと思います。

もう1件が広域連携の話ですね。そちらについては、やはり航空の医学会などでも今話題が出てきているのは承知しています。

共同運航という形が、相互の乗り入れ、一緒にお金を負担し合う形で、お互いの県域の方に必要なところにヘリを飛ばすこととなります。一方で、相互乗り入れの関係については、最近ではお金を一部負担し合うところもあると聞いていますけれども、基本的にはお互いに負担を出し合わずに、それぞれの県域に必要なところに飛ばすというところで、最近では特に災害の関係など、より広域の連携をしていくべきではないかという議論が出ていることを承知しています。

**中野委員** 大分県市長会のホームページを見たら、福岡県のドクターヘリの運航に関する要望というか、市長会からの要望が県に出ているようです。どうもこれは日田市から出されている要望みたいなんですけど、聞くところによると、本年2月にも何か同様の要望をしたというところらしい。直接聞いていないので、らしいという表現をさせていただきますが、日田市がどのような理由をもってこれを県に要望しているのかということと、県としてはこれをどう受け止めて、どういう対応をしているのかについて、お尋ねしたいと思います。

**坪井医療政策課長** ありがとうございます。

今おっしゃった市長会の要望は日田市であるのは承知しています。

御要望としては、さきほど、一つ目の御質疑のときに中野委員がおっしゃったとおり、もともと福岡県のドクターヘリが先に入っていました。それを主に西部医療圏が要請したところから始まったのですが、その後、大分県のドクターヘリが導入された際に、大分県のドクターヘリで全県をカバーできることもあり、当時、福岡県のドクターヘリを活用している日田市、中津市、玖珠町、九重町の2市2町と協議をして、

県とその2市2町で合意の上で、2分の1ずつ費用を負担し合うことで、引き続き福岡県のドクターヘリの運航を継続しているところです。

この点に関して、いわゆる受益者負担の観点で、県は引き続き負担をお願いしているのですが、日田市からは、広く県民のために行うものなので、全額県で見ていただけないかと御要望をいただいたところです。

県としては、今申し上げたその経緯——大分県のドクターヘリで全県カバーできるとなったときに、それにプラスしてもう1機、2市2町は活用できるので、これまでの経緯プラス、その受益者というか、ほかの市町村の住民以上に手厚くなっているんで、受益者負担を含めて、なかなかちょっと難しいですとお答えをしたところです。

**中野委員** 一般質問でも申し上げましたが、西部医療圏の課題解決のため、あと政策医療になっていますが、済生会日田病院に対する県の温かい御支援、そして、内田審議監にも坪井課長にも何度となく足を運んでいただき、住民の1人としても非常に感謝をしているところです。

また、日田市立東溪診療所の医師の派遣の継続についても、県の配慮をいただきました。そして、県内唯一、昨年度のスタート時点から足並みをそろえられませんでした。高校生の医療費無償化についても、今出されている予算を見ると、予算化されて10月から導入と聞いており、大変御心配をおかけしましたが、そういった方向になったということです。

このドクターヘリの運航費についても、いろいろ耳にするぐらいのことであり、実際どういうやり取りがされているかは、地元の行政とつなぎができていないんじゃないかというところで県議として大変申し訳ない部分があり、今日はそこら辺の質疑をしたところです。また今後とも、何かありましたら、どうぞよろしく願います。

**坪井医療政策課長** さきほどの市町村ごとの金額の負担ですが、具体的な金額は今、確認はしきれていないんですけども、負担の考え方は、福岡県のドクターヘリの前年度の運航実績を基

に、福岡県で、1回当たりの飛行の金額を出すと。それに基づいて、各2市2町でそれぞれ要請した回数を算出して、その金額に対して、県と当該市町で按分という形でやっています。

2市2町のところで、すみません、令和5年度の負担金の実績ですけれども、中津市で約47万円、日田市で約1,060万円になります。玖珠町と九重町だと、それぞれ94万円となっています。あくまで令和5年度の実績になり、年度ごとに、回数によって額が変わってくるところです。

**工藤福祉保健部長** ここはいろいろ御心配かけていますが、実態としていうと、福岡県のドクターヘリを要請した年間実績に基づいて、1回当たりいくらというのをまず出した上で、要請した市町から2分の1をいただく構成になっています。このため、2月補正のときは補正事業がたくさんあるので紛れてしまっていますけれども、1年間使って、要はこれくらいかかったんだということで、増額の補正になることが大半です。2市2町の利用実態の大半は日田市で、玖珠町や九重町、中津市は、福岡県から来るドクターヘリはそのまま久留米大学病院に運ぶので、そこに行かないで、ほかの方がいいということもあり、一番その頻度が高いのは日田市になります。このため、日田市も2分の1持つてもらおうことで、毎回、日田市議会に、今年はこれだけかかりますということで補正増の予算が出るものだから、市議たちから見ると、もう結構毎年補正増だよと、一般財源だよと非常に目に付くところです。

同額の補正が県にも一般財源で出てきます。今、ほとんど日田市と県の一般財源で支えているので、少し負担感が日田市に出てきているということです。さきほど申し上げた大分県のドクターヘリが2機あるので、その2機も使っていただければ、日田市もほかの市町村と同じようにただなんですね。ただ、久留米に運ぶときには2分の1下さいと。県も2分の1負担するのど。こういう構図なものですから、全額県で持てという御意見もよく分かりますけれども、県も半分持っていますからとやり取りをしてい

ます。要するに、全県をカバーしている2機をうまく使えないかを今日田市と調整しています。

どこ辺だったら県立病院、大分大学医学部附属病院が近いとか、この辺から向こうだったら久留米に運んだ方がいいとか。それから、そこまで救急車をヘリポートまで行き来させるのに、やっぱり何十分かかるとか、結構全部が全部久留米に行かなくてもいいんじゃないかという、いわゆるランデブーポイントの検討があれば、もう少し大分県側の日田市から見れば、ただのドクターヘリを使える機会が増えるんじゃないかなというところを今検討して、少しでも一般財源の負担をお互い下げたいねという話はしているところです。

**三浦委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** これより、採決に入ります。

まず第1号議案ですが、さきほど審査した生活環境部を含め一括して採決します。

令和7年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議があるので、挙手により採決を行います。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

**三浦委員長** 挙手多数です。よって本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案令和7年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案令和7年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について、第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について、第25号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び第27号議案権利の放棄について、一括して執行部の説明を求めます。

**羽田野健康増進室長** 委員会資料2ページを御覧ください。第23号議案栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について御説明します。

1 法改正の概要ですが、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けたものでなければ受験不可であったものの、管理栄養士養成施設を卒業した者は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士国家試験を受験可能となりました。

2 国省令改正の概要ですが、栄養士法の改正を受け、児童、高齢、障がい、生活保護関連施設等の基準省令のうち、人員配置等の要件として、単に栄養士のみが規定されているものについて、栄養士免許を取得していない管理栄養士も対象となるよう規定の整備が行われました。そのため、3 関係条例改正の概要のとおり、16本の施設基準条例の人員配置基準等について、栄養士としているものを栄養士及び管理栄養士等と改正するものです。

4 施行期日については、本年4月1日としています。

**原原国保医療課長** 3ページを御覧ください。第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について御説明します。

1 条例の概要ですが、この条例は国民健康保険法や関係政令などにに基づき、協議会の設置や市町村から県に納付する事業費納付金の算定方法などを定めたものです。

2 制度・法改正の内容ですが、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行され、従来の被保険者証が廃止されたことに伴い、国民健康保険法施行令第1条で定められていた被保険者証の返還等についての例外規定が削除されました。

これにより、3 条例改正の内容のとおり、条例第4条第1項で引用していた条項が繰り上がったため改正を行うものです。

4 施行期日については、公布の日としています。

**鈴木こども未来課長** 4ページを御覧ください。

第25号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明します。

まず、1 条例の概要についてですが、この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めたものです。

次に、2 改正理由ですが、幼保連携型認定こども園の国の基準省令の一部改正が行われたことから、所要の改正を行うものです。

次に、3 条例改正の概要ですが、基準省令の改正に従い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間について、施行日、平成27年4月1日から起算して10年間、令和6年度末までを施行日から起算して12年間、令和8年度末までに改めるものです。この特例の期間においては幼稚園教諭免許又は保育士登録のいずれか片方の資格の保有で、職員配置の員数への算入が可能となります。

最後に施行日ですが、公布の日としています。

**三重野こども・家庭支援課長** 5ページを御覧ください。第27号議案権利の放棄について御説明します。

母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭等の経済的自立と、扶養する児童の福祉の増進を図るため、親の事業開始資金やこどもの修学資金等を低利率あるいは無利子で貸し付ける制度です。

1 議案概要ですが、償還が滞っている債権のうち、主たる債務者の自己破産等により当該債権の回収が不能である二つの債権について、権利を放棄するものです。

2 放棄する債権の内容ですが、1名は事業開始資金、もう1名は修学資金で、2債権の合計は197万5,766円です。いずれも、連帯保証人等も含めて自己破産、破産免責決定を受けたものです。

3 今後の対応ですが、議決をいただいた後、不納欠損処分を行います。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** ちょっと単純なんやけど、管理栄養士と栄養士、この違いというのは具体的にどういふものなの。

**羽田野健康増進室長** 決定的に違うのが、栄養に関する指導ができるかどうか、指導する権限があるかどうかです。管理栄養士は権限があるんですが、栄養士はありません。メニューを作るといふようなことです。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに質疑等もないので、これより、採決に入ります。

まず、第23号議案栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議があるので、挙手により採

決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

**三浦委員長** 挙手多数です。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議があるので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

**三浦委員長** 挙手多数です。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案権利の放棄について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案大分県地域福祉基本計画の策定について及び第26号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について、執行部から一括して説明を求めます。

**高木福祉保健企画課長** 6ページを御覧ください。第22号議案大分県地域福祉基本計画の策定について御説明します。

資料の左側に記載しているとおり、計画は第1章の計画の趣旨等から第4章の計画の具体的取組で構成されています。

次に右側の色の入った縦文字を御覧ください。第1節共に支え合う地域づくり、第2節多機関が協働した相談支援体制の整備、第3節社会とのつながりづくりの三つの基本方針のもと、今年12月に改選のある民生委員の確保対策や頻発する災害への対応、包括的な支援体制の整備、

障がい者への合理的な配慮など、各取組をそれぞれ記載しているところです。

左下のパブリックコメントについてです。令和6年12月13日から令和7年1月20日まで実施し、25名の方から延べ27件の御意見をいただきました。そのうち、乳幼児など要配慮者向け物資の備蓄に向けた取組を記載すべきではないか、ひきこもり支援の情報発信を強化すべきではないかなどの9件の御意見を計画に反映しました。

また、福祉人材の確保など16件については、計画を推進していく各事業の細かな点についての意見であったため、計画の中には追記しませんが、各事業の推進にあたって留意していくこととしています。さらに、多世代交流活動への支援など既に計画に反映済みの御意見を2件いただいたところです。

今後、本議会において議決いただき、完成・公表したいと考えています。

成案本文についてはSide Books（サイドブック）に格納しているので、後ほど御覧ください。

**鈴木こども未来課長** 7ページを御覧ください。第26号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について御説明します。

資料左上、計画の策定にあたってでは、計画策定の趣旨や位置付け、計画期間等を記載しています。

I 総論編は5章からなり、第1章はこども・子育ての現状として前提となるデータ等を記載し、第2章は第4期計画の評価、第3章はめざす姿や基本姿勢などの基本的な考え方、第4章は計画の評価体系、第5章は家庭や地域などそれぞれの役割を記載しています。

II 各論編は資料右欄のとおり9章からなり、基本施策ごとに具体的な取組を記載しています。

資料左下のパブリックコメントの実施状況についてですが、令和6年12月13日から令和7年1月20日まで実施し、71件の御意見をいただきました。そのうち、計画へ反映したものが幼児教育の充実や障がい児への支援など29件、こどもの人権や食育の推進など計画の推

進に際して留意する必要があるという御意見が33件、計画に既に反映済みの意見が6件、計画・取組への反映が難しいものが3件となっています。また、おおいた子ども・子育て応援県民会議の委員からも100件の御意見をいただき、計画や取組に反映しているところです。

今後、本議会において議決いただき、完成・公表したいと考えています。なお、成案本文についてはSide Booksに格納しているので、後ほど御覧ください。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員の方はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に質疑等もないので、これより、採決に入ります。

まず、第22号議案大分県地域福祉基本計画の策定について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案大分県次世代育成支援行動計画の策定について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、請願の審査を行います。請願9 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定、補助金等の財政支援措置についての請願について、執行部の意見を求めます。

**坪井医療政策課長** 資料の8ページを御覧ください。請願9 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定、補助金等の財政支援措置についての請願について御説明します。

この請願は、報酬の再改定や補助金等の交付を国に要請するとともに、地方自治体としての財政支援措置の検討を求めるものです。

まず、国の報酬改定についてですが、今回の改定は物価高騰も含めた改定であると国の通知などに示されています。

次に、自治体の財政支援についてです。医療機関の中には、来院患者数がコロナ禍以前の水準に戻っていない等の状況もあり、これを踏まえて、県では先日議決いただいた補正予算により、長引く物価高への対応として、電気代や食材費等の一部を助成するほか、業務の効率化や職員の処遇改善に取り組む医療機関等に対して支援することとしています。

また、地域医療介護総合確保基金や国庫補助金などを積極的に活用し、採算性が低いへき地医療や救急医療を担う、いわゆる政策医療に対応している公的医療機関等の支援も行っています。

**三浦委員長** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 私が紹介議員になっているので、今、大分県下で病院の廃業というか経営難で、どういう状況かというのはつかんでいますか。

**坪井医療政策課長** 県全体については、つぶさに状況が把握し切れていないところです。

**堤委員** 私の知っている人だけでも、歯科医院が、確かに物価高騰と例のマイナ保険証の維持管理、セキュリティとかいろいろな問題があって廃業している人もおるんだよね。ここに書いておるとおり、本当に経営が厳しくなって、この医療生活協同組合の病院も非常に大きな赤字になってきているんですね。

だから、そういう点で、診療改定についても、なかなか物価高騰に見合うだけの診療改定というのはないので、そういうのはやっぱり引き上げてもらうと。やっぱり経営が安定しなくなっちゃうと。本当、中核病院がなくなると、我々自身が困るわけだから、経営が続けられるように、国に経営ができるような申請をしてほしいと。これは切実な要求だと思うんですね。

確かに、県はいろんな要請、補助、補正予算とか出しているんだけど、それも含めて、やっぱり本来だと国がきちっと面倒を見ないかんわけですな。そういう点で、この請願については、皆さんにお願いするんだけど、是非請願を採択していただきたいと思っているので、よろしくお願いします。

**中野委員** 地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業等経営維持に危機感を持つという、この請願の趣旨自体は分からなくもありません。地方の医療機関では、昨日の病院局の予算審査でも議論がされましたが、コロナ禍後の受診控えもあり、物価高騰による資機材の高騰、さらには医療関係者の人件費も物価の変動に伴い上昇することとなり、経営面で大変だという認識は一緒です。

しかしながら、赤字になったから、全て補助金という公的資金を投入することが果たして妥当であるかについては、十分に考えなければならぬと思うし、私は、その判断、ちょっと異なるんじゃないかと思っています。

公的資金を投入するかどうかと、その峻別については、まさにさきほど坪井医療政策課長から話があったように、政策医療であるかないか、ここがまずポイントではないかと思います。安易に全ての医療機関に対して、赤字という理由をもって公的資金を投入することは、病院の経営面での自助努力を奪うことにもつながりかねないと考えます。

また、物価高騰への対応としては、国の令和6年度補正予算においても、重点支援地方交付金の推奨事業メニューに医療、介護、保育等に対する物価高騰対策支援を打ち出しており、効果的と考えられるメニューも国から示されています。これは、あくまでも赤字の補填ではなくて当面の対策を行うものであると理解をしていますし、さきほどの坪井課長の話にもありましたが、本県においても、先に医療提供体制緊急支援事業などを含む補正予算を議決したところです。したがって、まず、この施策効果にも十分注視をすべきではないかと考えています。

病院の経営自体は主に診療報酬で成り立って

おり、経営改善にはこの診療報酬を改定するのが大原則であると考えます。一方で、昨年6月の診療報酬の改定では、これも坪井課長からさきほど話がありましたが、基本認識ということで、物価高騰分を踏まえた改定内容が国の資料でも示されており、赤字になっている原因が直接的に診療報酬改定と連動しているかどうかというデータを示すものはありません。そして、報酬のどの点を引き上げるべきかということまでをしっかりと見極めて診療報酬改定を要求しなければ、これはひいては国の負担増にもつながる結果になりかねないと考えます。

よって、本請願の採択には私としては賛同できないということを申し上げたいと思います。

**戸高委員** これは再改定というか期中改定を求めていると思うんですけど、通常診療報酬の改定、02改定から06に向かう2年間、次の改定まで、聞き取りや意見聴取も含めて、調査する日程ってかなりタイトと聞いています。こういう期中改定を決めた場合の流れというか、今はまだ半分いっていないか。10か月ぐらいか。前回ちょっと遅れたのかな。その中で、次の改定までの期間に、期中改定って可能な状況なんですか。すみません、一般的に分らないから聞いているんですが。

**内田審議監** 薬剤費のように非常に単純なものについては、期中改定というのはこれまでも国でやってはいるのですが、診療報酬本体のようなかなり複雑ないろんなものに影響することについては、期中改定は今まで行われたことはないと思っていますし、非常に難しいのではないかなと感じています。

**戸高委員** 薬価は下がっていますけど、現実的に、人が来ないと、今の診療報酬で、いくら診療報酬を上げてても経営はあんまり変わらないんじゃないかなという感じもするんですよね。すみません、よく分かりました。

**三浦委員長** ほかに委員の皆様からは御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員は御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** それでは、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。採択について諮ることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

**三浦委員長** それでは、請願9について採択すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

請願9については、採択すべきものと決することについて賛成の方は挙手願います。

〔可否同数〕

**三浦委員長** 可否同数です。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は、不採択と裁決します。（「1点よろしいですか」という者あり）

**工藤福祉保健部長** 昨今、堤委員からばかりではないんですけど、やっぱり病院の経営になかなか難しい面が出てきて、物価高が言われているように、それから、時々話に出るマイナ保険証が入るとなかなか苦しいということもお聞きします。

ただ、今、廃業届は県に保健所を通じて出てきますが、やはり後継者不足も当然ありますし、統合だとか、効率化を図るためのどこかをなくして一緒にやろうとかいろんなケースがあるかと思っています。ただ、さきほど堤委員から御質疑いただいた際に、医療政策課として、その廃業の背景とか理由とか、その辺をしっかりと見てくれという要望と受け止めました。今後は、そういう廃業の背景なりを、ある程度こちらが届出を受けるので、県でしっかりと分析をして、それが本当に体制なのか、ほかの理由もあるのか、しっかりとお答えできるように、そこは我々執行部が見ないといけないなとちょっと振り返ると思ったので、今後そこはしっかりと見ていきたいなことだけちょっと付け加えます。

**三浦委員長** 以上で、請願の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いし

ます。

**三重野こども・家庭支援課長** 9ページを御覧ください。大分県社会的養育推進計画2025改定版の策定について御説明します。

この計画は、社会的養育体制の在り方について、現行計画を抜本的に見直すもので、5計画の構成にあるとおり、県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像をはじめとした12項目から構成されています。

次に資料の一番下、パブリックコメントについてです。これまで、児童養護施設等の養育現場や子どもたちの声を計画に反映してきたところですが、加えてパブリックコメントを昨年12月から今年1月にかけて実施し、(2)のとおり48件の意見をいただきました。

そのうち意見の趣旨等を計画に反映したものは、里親制度のさらなる認知度向上のための集中的な広報及び啓発の実施や進学や就職等で県外に転出した社会的養護経験者等に対する継続支援の重要性など、14件となっています。

また、計画推進にあたり留意すべきとしたものは、社会的養護下にある子どもが確実に意見表明できる事業実施体制の充実など9件、計画に反映済みのものは市町村の相談支援体制の強化など25件となっています。

計画については、今月中に公表する予定です。成案本文についてはSide Booksに格納しているので、後ほど御覧ください。

**池邊健康政策・感染症対策課長** 10ページを御覧ください。次期大分県新型インフルエンザ等対策行動計画の素案について御説明します。

本計画は、これまで大分県感染症対策連携協議会のもとに計画策定部会を設置し、医療機関や経済団体など各方面から幅広く意見をいただき、具体的な内容を検討してきました。

まず、はじめにのところですが、新型インフルエンザ感染症や新型コロナウイルス感染症だけではなく幅広い感染症危機に対応するという今回の改定目的などを記載しています。

次に第1部ですが、これまでの感染症危機の経緯、新型インフルエンザ特別措置法の考え方や意義、県行動計画の位置付け等を、第2部で

は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針として、県行動計画における対策が、県民の生命・健康の保護や、県民生活及び県民経済に及ぼす影響の最小化を目指すこと等を記載しています。

第3部ですが、各対策項目の考え方と具体的な取組を記載しています。旧計画では6項目だった対策項目を新計画では13項目に拡充し、それぞれの取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて整理をしています。

②情報収集・分析の対応期のところを御覧ください。リスク評価に基づく感染対策の見直しと書いています。④情報提供・共有、リスクコミュニケーションの対応期のところですが、双方向を意識したリスクコミュニケーションを行うこと、その下の⑧医療と⑩検査については、準備期からの関係機関との協定締結を書いています。そして下から2番目の⑫物資では、準備期からの感染対策物資を備蓄することなどを記載し、これらを通じて県全体としての感染症危機への対応力の向上に取り組むこととしています。

最後に、今後の策定スケジュールについてですが、4月に実施するパブリックコメントや感染症対策連携協議会等の意見を踏まえ、第2回定例会において成案を示したいと考えています。

素案本文についてはSide Booksに格納しているので、後ほど御覧ください。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 今の、第3部で13の対策を書いているやろ。これ、対策項目を見たら①から⑫なんだけど、どこかに⑬があるの。さっきから⑬を探したけどありません。

**池邊健康政策・感染症対策課長** 大変申し訳ありません。切れています。13項目が県民生活及び県民経済の安定の確保です。表を入れたときに一番下が漏れておりました。差し替えて、また13まで入れたものを後ほどお渡しします。

**三浦委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありますか。

**清田副委員長** もし御存じであればいいです。保育士の処遇改善加算ⅠからⅢ、これが昨年、我々会派で団体から要望を受けて、それも非常に使いづらいということで、こども家庭庁に要望しましたところ、とても反応がいいというか、多数声をいただいているので、これは絶対に見直すんだと副大臣が言っていたんですけど、何かその後動きがあるでしょうか。情報がもしあれば教えてください。

**鈴木こども未来課長** まだその情報については聞いていません。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかにないので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで私から御礼を申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

〔工藤福祉保健部長挨拶〕

**三浦委員長** それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は内部協議を行うので、このままお待ちください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

**三浦委員長** これより内部協議を行います。

予定されている案件は終了しましたが、最後に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別にないようですが、本日の委員会がこのメンバーによる最後の委員会となるので、一言御挨拶申し上げます。

〔三浦委員長挨拶〕

**三浦委員長** それでは、これをもって福祉保健生活環境委員会を終わります。

一年間、大変お疲れ様でした。